

地方公共団体における公会計の研究：公会計財務諸表が有する測定可能性と測定不可能性

原口，健太郎

<https://hdl.handle.net/2324/2236020>

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（経済学），課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 原口 健太郎

論 文 名 : 地方公共団体における公会計の研究
－公会計財務諸表が有する測定可能性と測定不可能性－

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

わが国の地方公共団体においては、地方自治法等により定められる現金主義・単式簿記の会計基準が従前から適用されてきたが、2017年度決算から、統一的基準に基づく発生主義・複式簿記の財務諸表（公会計財務諸表）が導入される。この統一的基準の導入によるマネジメント向上効果に対する期待が高まっている一方で、導入の意義に懐疑的な見方も多く存在する。本論文は、こうした対立状況の解消に資することを目的として、公会計財務諸表が有する測定可能性及び測定不可能性を整理した上で、測定可能な情報からどのような知見が得られるか考察を行い、公会計財務諸表の導入が地方公共団体のマネジメントに対して与える影響を明らかにするものである。

第1章・第2章及び第3章では、先行研究と現行制度のレビューを行うとともに、公会計財務諸表が有する測定可能性と測定不可能性を整理した。その結果、公会計財務諸表はインプット、アウトプット、及びアウトカムのうち、インプットの測定可能性のみしか有しておらず、インプットとアウトプットの対比である効率性及びアウトプットとアウトカムの対比である有効性は測定不可能であることを明らかにした（効率性・有効性の測定不可能性）。一方で、先行研究によると、米国においては公会計財務諸表から財務健全性を測定するための指標が複数開発されており、さらに、当該指標の地方債格付に対する寄与（公会計一格付関連性）が実証的に確認されている。この結果は、公会計財務諸表が財務健全性の測定可能性を有することを示すものである。

この財務健全性の測定可能性が日本においてどのような意義を有するかを検討するためには、日本における公会計財務諸表に基づく財務健全性の導出と、公会計一格付関連性の現状把握が必要となる。そのためには、まず日本の地方公共団体の公会計財務諸表から財務健全性を導出するための指標を確立しなければならない。そこで第4章で、測定指標「修正後正味資産比率（Net Asset Ratio: NAR）」を新たに定義し、第5章で、日本における現状把握のため、日本の地方公共団体と米国各州における2012年時点のNARと地方債格付の数量化指標RATINGとの相関分析を行った。分析の結果、米国各州においては、NARとRATINGが有意な正の相関を示すのに対し、日本の地方公共団体においては有意な相関を示さないことが明らかになった。この結果は、米国においては明確な公会計一格付関連性が発現している一方で、日本においては発現していないことを意味している。

それでは、なぜ米国においては公会計一格付関連性が発現し、日本では発現しないのだろうか。第6章では、米国における公会計一格付関連性の発現要因を分析するため、米国各州のデータを用いて、公会計一格付関連性が統一的基準に基づく公会計財務諸表を導入した後どのように時系列推移したのかを検証した。実証分析の結果は、公会計一格付関連性は、統一的基準の導入後即時に発現するのではなく、時系列に沿って段階的に発現することを示すものであった。（段階的発現仮説）。段階的発現仮説は、米国における何らかの発現要因の段階的な増大が、公会計一格付関連性の段階的な発現をもたらすことを説明するものである。発現要因の候補としては、米国における地方債格

付と公会計財務諸表の評価が時間経過とともに接近する「評価の乖離の解消」等が挙げられる。

第7章及び第8章では、日本における将来の公会計一格付関連性の発現可能性を検討するため、日本の公会計一格付関連性の発現を阻害する要因を分析した。分析の結果、公会計一格付関連性の発現のためにはNARの十分な分散が必要となるが、米国各州のNARの分散は、日本の地方公共団体のNARの分散よりも有意に大きく、当該差異は、決算収支均衡統制（ある年度の歳出を当該年度の歳入で賄わなければならないとする制約）の法制化に起因する可能性が明らかになった。この結果は、決算収支均衡統制が統一的に法制化されている日本の地方公共団体のNAR分散は、法制化されていない米国各州よりも将来にわたって小さく、統一的基準導入後も公会計一格付関連性が発現しない可能性を示唆するのである。第9章では、公会計財務諸表を用いて効率性・有効性を測定するために必要となる政策評価との連携が現状わが国ではなされていないこと、また、海外の先行研究でもその困難性が指摘されていることを整理し、研究者及び公会計基準設定主体と地方公共団体との間に期待ギャップが存在することを指摘した。

第1章から第9章までの考察の結果、次のことが明らかになった。第1に、公会計財務諸表は、効率性・有効性の測定不可能性を有し、測定のためには政策評価情報等との連携が必要となるが、当該連携は直ちには困難である。しかしながら、その一方で、公会計財務諸表は財務健全性の測定可能性を有する。第2に、米国における公会計一格付関連性は統一的基準の導入後、即時に発現するのではなく、時系列に沿って段階的に発現している。第3に、日本において統一的に法制化された決算収支均衡統制は、公会計上の財務健全性の分散を低減させ、結果として、現在及び将来の公会計一格付関連性の発現を阻害する可能性がある。

上記の議論を通じ、本論文は、公会計財務諸表導入がマネジメントに対して与える影響について次のことを明らかにした。第1に、統一的基準の導入は、地方公共団体の政策立案・執行という地域のマネジメント向上に直ちに資するものではない。政策評価情報等との連携による効率性・有効性の測定が現時点では困難である以上、公会計財務諸表は政策の継続・廃止等に係る意思決定に有用な情報を提供できないからである。第2に、公会計財務諸表の導入は地方公共団体の財務健全性維持という組織のマネジメントにも大きな影響を与えるものではない。地方自治法等による決算収支均衡統制の法制化に基づき、日本においては公会計財務諸表上の財務健全性の安定が自動的に保たれているとすれば、統一的基準による公会計財務諸表を導入したとしても、あらかじめ財務健全性は安定的であり、分散の微小性と段階的発現仮説を踏まえると、公会計一格付関連性が直ちに発現するとは考え難い。したがって、公会計財務諸表から得られる情報により地方公共団体が財務健全性維持の行動を新たに起こす可能性は低い。

しかしながら、本論文の考察結果は、公会計財務諸表の導入がマネジメントに与える影響を否定するものではなく、むしろ、将来の影響の可能性を指摘するものである。現時点では困難とされる公会計財務諸表と政策評価情報との連携は、将来的に実現する可能性がある。当該連携がその真価を発揮するためには、比較可能性を十分に有し、高い精度で測定された公会計情報が必要となるのは言うまでもない。また、決算収支均衡統制の法制化は財務健全性の安定化をもたらすと考えられるものの、当該効果は単年度のデータのみを用いて導出されたものであり、将来にわたっての継続が明確に保証されたものではない。将来起こり得る財務健全性の毀損の検出及び毀損の回避の意思決定にあたっては、公会計財務諸表の継続的な観察が必ず大きな役割を果たすはずである。

前述のとおり、公会計財務諸表の導入の意義に関して、これまでは賛否が入り交じる状況であった。本論文は、公会計財務諸表が有する可能性と不可能性の整理を通じて、地方公共団体に対するマネジメントに対して直ちに影響を与える可能性は低いものの、将来的に影響を与える可能性があるとの結論を提示したことで、論争の解決に貢献するものである。